

○総務省令第 号

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十四条、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二十条、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第一百十八号）第十三条、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第十七条、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第三十八条、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十一条、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第四十八号）第十条、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九条、第三十二条、第三十七条、第四十九条、第五十八条及び第九十四条、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十五条並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の六の規定に基づき、山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月 日

総務大臣 石田 真敏

山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令

（山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改

正)

第一条 山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成三年自治省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(法第十四条に規定する総務省令で定める場合)

第二条 法第十四条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 不動産取得税 計画期間の初日から平成三十三年三月三十一日までの間(当該計画期間の

末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第七条第一項の規定により振興山村として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とする。)に、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十二条第三項(同項の表の第四号に係る部分に限る。)又は第四十五条第二項(同項の表の第四号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける法第十四条に規定する地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税について不均一課税をすることとしている場合

イ 法第十四条に規定する地域資源を活用する製造業(産業振興施策促進区域において生産されたものを原料又は材料とするものに限る。) 五百万円(租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第二十八条の九第十三項に規定する資本金の額等が五千万円を超える租税特別措置法第四十二条の四第四項に規定する中小企業者にあつては千万円)以上のもの

【ロ 略】

【一 略】

備考 表中の「」の記載は注記である。

(法第十四条に規定する総務省令で定める場合)

第二条 法第十四条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 不動産取得税 計画期間の初日から平成三十一年三月三十一日までの間(当該計画期間の

末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第七条第一項の規定により振興山村として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とする。)に、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十二条第三項(同項の表の第四号に係る部分に限る。)又は第四十五条第二項(同項の表の第四号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける法第十四条に規定する地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税について不均一課税をすることとしている場合

イ 法第十四条に規定する地域資源を活用する製造業(産業振興施策促進区域において生産されたものを原料又は材料とするものに限る。) 五百万円(租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第二十八条の九第十三項に規定する資本金の額等が五千万円を超える租税特別措置法第四十二条の四第二項に規定する中小企業者にあつては千万円)以上のもの

【ロ 同上】

【二 同上】

（離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第二条 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成五年自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(法第二十条に規定する総務省令で定める場合)</p> <p>第二条 法第二十条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合</p> <p>イ 法第二条第二項の規定による主務大臣の公示の日(その日が平成五年四月一日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から平成三十三年三月三十一日までの間に、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十二条第三項の表の第二号又は第四十五条第二項の表の第二号の規定の適用を受ける設備(法第二十条に掲げる事業の用に供する一の生産等設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。))であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの(以下「特別償却設備」という。)に限る。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>〔ロ 略〕</p> <p>〔二・三 略〕</p>	<p>(法第二十条に規定する総務省令で定める場合)</p> <p>第二条 法第二十条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合</p> <p>イ 法第二条第二項の規定による主務大臣の公示の日(その日が平成五年四月一日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から平成三十一年三月三十一日までの間に、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十二条第三項の表の第二号又は第四十五条第二項の表の第二号の規定の適用を受ける設備(法第二十条に掲げる事業の用に供する一の生産等設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。))であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの(以下「特別償却設備」という。)に限る。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税</p> <p>〔(1)・(2) 同上〕</p> <p>〔ロ 同上〕</p> <p>〔二・三 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

（水源地域対策特別措置法第十三条の固定資産税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第三条 水源地域対策特別措置法第十三条の固定資産税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成七年自治省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(法第十三条に規定する総務省令で定める場合)</p> <p>第三条 法第十三条に規定する総務省令で定める場合は、平成四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に行われた法第三条の規定による国土交通大臣の公示の日(その日が平成七年四月一日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から平成三十三年三月三十一日までの期間内(当該期間内に同条第一項に規定する水源地域に該当しないこととなる場合にあつては、公示日からその該当しないこととなる日までの期間内とし、当該期間内に法第二条第一項に規定する指定ダム等の供用開始日が到来することとなる場合にあつては、公示日から当該供用開始日までの期間内とする。)に、製造の事業の用に供する設備(一の生産設備で、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号及び第三号又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号及び第三号に掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が二千七百万円を超えるものに限る。)又は旅館業の用に供する設備(ホテル用、旅館用又は簡易宿所用の建物(その構造及び設備が旅館業法第三条第二項に規定する基準を満たすものに限る。)及びその附属設備であつて、その取得価額の合計額が二千七百万円を超えるものに限る。)を新設し、又は増設した者について、当該新設し、又は増設した設備である家屋及び償却資産並びにその敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について不均一課税をすることとしている場合とする。</p>	<p>(法第十三条に規定する総務省令で定める場合)</p> <p>第三条 法第十三条に規定する総務省令で定める場合は、平成四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に行われた法第三条の規定による国土交通大臣の公示の日(その日が平成七年四月一日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から平成三十一年三月三十一日までの期間内(当該期間内に同条第一項に規定する水源地域に該当しないこととなる場合にあつては、公示日からその該当しないこととなる日までの期間内とし、当該期間内に法第二条第一項に規定する指定ダム等の供用開始日が到来することとなる場合にあつては、公示日から当該供用開始日までの期間内とする。)に、製造の事業の用に供する設備(一の生産設備で、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号及び第三号又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号及び第三号に掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が二千七百万円を超えるものに限る。)又は旅館業の用に供する設備(ホテル用、旅館用又は簡易宿所用の建物(その構造及び設備が旅館業法第三条第二項に規定する基準を満たすものに限る。)及びその附属設備であつて、その取得価額の合計額が二千七百万円を超えるものに限る。)を新設し、又は増設した者について、当該新設し、又は増設した設備である家屋及び償却資産並びにその敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について不均一課税をすることとしている場合とする。</p>

（半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第四条 半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成七年自治省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(法第十七条に規定する総務省令で定める場合)

(法第十七条に規定する総務省令で定める場合)

第一条 半島振興法(以下「法」という。)第十七条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

第一条 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号。以下「法」という。)第十七条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第九条の第二項第四号に掲げる計画期間(以下「計画期間」という。)の初日から平成三十三年三月三十一日までの間(当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月三十一日前に法第九条の七第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。)に、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第三項(同項の表の第一号に係る部分に限る。)又は第四十五条第二項(同項の表の第一号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける法第十七条に掲げる事業の用に供する施設又は設備であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について不均一課税をすることとしている場合

一 事業税 法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第九条の第二項第四号に掲げる計画期間(以下「計画期間」という。)の初日から平成三十一年三月三十一日までの間(当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月三十一日前に法第九条の七第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。)に、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第三項(同項の表の第一号に係る部分に限る。)又は第四十五条第二項(同項の表の第一号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける法第十七条に掲げる事業の用に供する施設又は設備であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について不均一課税をすることとしている場合

【イ・ロ 略】

【イ・ロ 同上】

【一・三 略】

【一・三 同上】

備考 表中の「」の記載は注記である。

（奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第五条 奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十一年自治省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(法第三十八条に規定する総務省令で定める場合)

(法第三十八条に規定する総務省令で定める場合)

第一条 奄美群島振興開発特別措置法（以下「法」という。）第三十八条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

第一条 奄美群島振興開発特別措置法（以下「法」という。）第三十八条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 法第十四条第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第十一条第二項第四号に掲げる計画期間（以下「計画期間」という。）の初日（その日が平成二十七年四月一日前である場合には、同日。以下同じ。）から平成三十三年三月三十一日までの間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第十六条第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第十四条第一項に規定する認定を取り消された場合には当該計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）に、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第十二条第三項（同項の表の第三号に係る部分に限る。）又は第四十五条第二項（同項の表の第三号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける法第三十八条第一号イからホまでに掲げる事業の用に供する施設又は設備であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、鹿児島県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（鹿児島県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税

イ 法第十四条第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第十一条第二項第四号に掲げる計画期間（以下「計画期間」という。）の初日（その日が平成二十七年四月一日前である場合には、同日。以下同じ。）から平成三十一年三月三十一日までの間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第十六条第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第十四条第一項に規定する認定を取り消された場合には当該計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）に、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第十二条第三項（同項の表の第三号に係る部分に限る。）又は第四十五条第二項（同項の表の第三号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける法第三十八条第一号イからホまでに掲げる事業の用に供する施設又は設備であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、鹿児島県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（鹿児島県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税

〔ロ 略〕

〔ロ 同上〕

〔一・二 略〕

〔一・二 同上〕

〔一・三 略〕

〔一・三 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第六条 過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十二年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をもとに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(法第三十一条に規定する総務省令で定める場合)

(法第三十一条に規定する総務省令で定める場合)

第一条 過疎地域自立促進特別措置法（以下「法」という。）第三十一条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

第一条 過疎地域自立促進特別措置法（以下「法」という。）第三十一条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとして
いる場合

一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとして
いる場合

イ 法第二条第二項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日（以下「公示日」という。）から平成三十三年三月三十一日までの間に、法第二条第一項に規定する過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い法第三十三
三条第一項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域
内において租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第十二条第一項の表の第一号
の第二欄又は第四十五条第一項の表の第一号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で同
法第十二条第一項の表の第一号の第三欄又は第四十五条第一項の表の第一号の第三欄の規
定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が二千七百万円を超えるもの（以下
「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」と
いう。）について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属
する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（当該都道府県に
おいて課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして
計算した額に対して課する事業税

イ 法第二条第二項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日（以
下「公示日」という。）から平成三十一年三月三十一日までの間に、法第二条第一項に規
定する過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い法第三十
三条第一項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域
内において租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第十二条第一項の表の第一号
の第二欄又は第四十五条第一項の表の第一号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で同
法第十二条第一項の表の第一号の第三欄又は第四十五条第一項の表の第一号の第三欄の規
定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が二千七百万円を超えるもの（以下
「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」と
いう。）について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属
する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（当該都道府県に
おいて課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして
計算した額に対して課する事業税

〔ロ 略〕
〔一・三 略〕

〔ロ 同上〕
〔一・三 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第七条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十三年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(法第十条に規定する総務省令で定める場合)

(法第十条に規定する総務省令で定める場合)

第一条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(以下「法」という。)第十条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

第一条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(以下「法」という。)第十条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第三条第三項の規定による内閣総理大臣の公示の日(以下「公示日」という。)から平成三十三年三月三十一日までの間に、製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業(次条第一項において「製造業等」という。)の用に供する設備(一の生産設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。))であつて、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。以下同じ。)の取得価額の合計額が二千七百万円を超え、かつ、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供するものにあつては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴つて増加する雇用人(日々雇入れられる者を除く。)の数が十五人を超えるものに限るものとし、法第二条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。)を構成する減価償却資産のうち次項に規定する対象設備を含むものを新設し、又は増設した者(以下「対象設備設置者」という。)について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額(当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち次条の規定により当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について不均一課税をすることとしている場合

一 事業税 法第三条第三項の規定による内閣総理大臣の公示の日(以下「公示日」という。)から平成三十一年三月三十一日までの間に、製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業(次条第一項において「製造業等」という。)の用に供する設備(一の生産設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。))であつて、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。以下同じ。)の取得価額の合計額が二千七百万円を超え、かつ、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供するものにあつては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴つて増加する雇用人(日々雇入れられる者を除く。)の数が十五人を超えるものに限るものとし、法第二条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。)を構成する減価償却資産のうち次項に規定する対象設備を含むものを新設し、又は増設した者(以下「対象設備設置者」という。)について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額(当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち次条の規定により当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について不均一課税をすることとしている場合

〔一・三 略〕

〔一・三 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔2 略〕

〔2 同上〕

（沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第八条 沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十四年総務省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

「イ・ロ 略」

(法第三十七条に規定する総務省令で定める場合)

第三条 法第三十七条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第三十五条第四項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成三十三年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、沖縄県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十二条第一項の表の第二号又は第四十五条第一項の表の第二号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が千円を越えるもの

「ロ 略」

「二 略」

三 固定資産税 提出日から平成三十三年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

「イ・ロ 略」

(法第四十九条に規定する総務省令で定める場合)

第四条 法第四十九条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第四十一条第五項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成三十三年三月三十一日までの間に、租税特別措置法第十二条第一項の表の第三号又は第四十五条第一項の表の第三号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が千円を越えるもの(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、沖縄県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

「二 略」

三 固定資産税 提出日から平成三十三年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設

「イ・ロ 同上」

(法第三十七条に規定する総務省令で定める場合)

第三条 法第三十七条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第三十五条第四項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成三十一年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、沖縄県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十二条第一項の表の第二号若しくは第四十五条第一項の表の第二号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が千円を越えるもの

「ロ 同上」

「二 同上」

三 固定資産税 提出日から平成三十一年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

「イ・ロ 同上」

(法第四十九条に規定する総務省令で定める場合)

第四条 法第四十九条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第四十一条第五項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成三十一年三月三十一日までの間に、租税特別措置法第十二条第一項の表の第三号又は第四十五条第一項の表の第三号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が千円を越えるもの(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、沖縄県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

「二 同上」

三 固定資産税 提出日から平成三十一年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設

備を新設し、又は増設した者について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

〔イ・ロ 略〕

（法第五十八条に規定する総務省令で定める場合）

第五条 法第五十八条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第五十五条第一項の規定による経済金融活性化特別地区の指定の日（以下この条において「指定日」という。）から平成三十三年三月三十一日までの間に、法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業（以下「特定経済金融活性化産業」という。）の用に供する一の設備であつて、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が千円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「対象設備設置者」という。）について、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

〔二 略〕

三 固定資産税 指定日から平成三十三年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（指定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

〔イ・ロ 略〕

（法第九十四条に規定する総務省令で定める場合）

第六条 法第九十四条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 法第三条第三号の規定により離島として定められた日から平成三十三年三月三十一日まで

の間に、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く。）の用に供するホテル用、旅館用又は簡易宿所用の建物（その構造及び設備が旅館業法第三条第二項に

備を新設し、又は増設した者について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

〔イ・ロ 同上〕

（法第五十八条に規定する総務省令で定める場合）

第五条 法第五十八条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第五十五条第一項の規定による経済金融活性化特別地区の指定の日（以下この条において「指定日」という。）から平成三十一年三月三十一日までの間に、法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業（以下「特定経済金融活性化産業」という。）の用に供する一の設備であつて、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が千円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「対象設備設置者」という。）について、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

〔二 同上〕

三 固定資産税 指定日から平成三十一年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（指定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

〔イ・ロ 同上〕

（法第九十四条に規定する総務省令で定める場合）

第六条 法第九十四条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 法第三条第三号の規定により離島として定められた日から平成三十一年三月三十一日まで

の間に、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く。）の用に供するホテル用、旅館用又は簡易宿所用の建物（その構造及び設備が旅館業法第三条第二項に

規定する基準を満たすものに限る。)及びその附属設備であって、取得価額の合計額が千
万円を超えるもの(以下この条において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した
者(以下この条において「対象設備設置者」という。)について、沖縄県が、当該対象設
備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又
は収入金額(沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち対象
設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税

〔ロ 略〕

〔一・三 略〕

規定する基準を満たすものに限る。)及びその附属設備であって、取得価額の合計額が千
万円を超えるもの(以下この条において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した
者(以下この条において「対象設備設置者」という。)について、沖縄県が、当該対象設
備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又
は収入金額(沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち対象
設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税

〔ロ 同上〕

〔一・三 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令の一部改正）

第九条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(法第二十五条に規定する総務省令で定める施設)

第二条 法第二十五条に規定する総務省令で定める施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げる要件に該当するものとする。

一 一の施設（一の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある二以上の家屋若しくは構築物であつて一団の土地にあるものに限る。）であつて当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号及び第二号又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号及び第二号に掲げるものに限る。）及び当該家屋又は構築物の敷地である土地（同意日（当該同意日の同意が平成三十三年三月三十一日までに行われたものに限る。以下同じ。）以後に取得した土地であつて、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）の取得価額の合計額が一億円（農林漁業及びその関連業種（製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業をいう。）に係るものにあつては、五千万円）を超えるものであること。

二 当該対象施設に係る家屋につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該家屋の床面積（機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積（以下この号において「共用部分の床面積」という。）を除く。）のうち当該対象施設に含まれる部分の床面積（共用部分の床面積を除く。）の占める割合が二分の一以上のものであり、当該対象施設に係る構築物につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第二号又は法人税法施行令第十三条第二号に掲げるものに限る。以下この号において同じ。）の取得価額の合計額のうち当該対象施設に含まれる部分を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の占める割合が二分の一以上のものであること。

(法第二十五条に規定する総務省令で定める施設)

第二条 法第二十五条に規定する総務省令で定める施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げる要件に該当するものとする。

一 一の施設（一の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある二以上の家屋若しくは構築物であつて一団の土地にあるものに限る。）であつて当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号及び第二号又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号及び第二号に掲げるものに限る。）及び当該家屋又は構築物の敷地である土地（同意日（当該同意日の同意が平成三十一年三月三十一日までに行われたものに限る。以下同じ。）以後に取得した土地であつて、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）の取得価額の合計額が一億円（農林漁業及びその関連業種（製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業をいう。）に係るものにあつては、五千万円）を超えるものであること。

二 当該対象施設に係る家屋につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該家屋の床面積（機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積（以下本号において「共用部分の床面積」という。）を除く。）のうち当該対象施設に含まれる部分の床面積（共用部分の床面積を除く。）の占める割合が二分の一以上のものであり、当該対象施設に係る構築物につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第二号又は法人税法施行令第十三条第二号に掲げるものに限る。以下本号において同じ。）の取得価額の合計額のうち当該対象施設に含まれる部分を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の占める割合が二分の一以上のものであること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正）

第十条 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成二十七年総務省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合)
第二条 法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める場合とする。

(法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合)
第二条 法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める場合とする。

一 事業税 公示日から平成三十二年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者(同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで(同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が三千八百万円(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十条第七項第六号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者及び同法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人にあつては千九百万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備の所在する都道府県が、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額(当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

一 事業税 公示日から平成三十二年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者(同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで(同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が三千八百万円(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十条第八項第五号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者及び同法第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人にあつては千九百万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備の所在する都道府県が、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額(当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

【一・三 略】

【一・三 同上】

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。